

【葉山町障害者タクシー券の利用上の注意】

- 1 葉山町障害者タクシー券（以下、「タクシー券」と言います。）をご利用の際には、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を必ずご提示ください。
- 2 タクシー券は、本人が乗車する場合に限ってご利用いただけます。家族等の利用は認められません。本人が施設入所、死亡、長期（3か月を超えて）入院などにより制度の対象でなくなったとき（有料老人ホームやグループホームへ入所された場合は在宅扱いとなり、引き続き制度の対象となります。）は、タクシー券を葉山町福祉課へご返却ください。
- 3 タクシーをご利用の際には、必要な枚数のタクシー券を切り離して乗務員にお渡しください。
- 4 1回の乗車での使用枚数の制限はありません。
- 5 タクシー券の金額が乗車金額を下回る場合、不足分をお支払いください。また、複数のタクシー券の合計金額が乗車金額を上回る場合は、つり銭は出ませんのでご注意ください。
- 6 年度途中でタクシー券を使い切った場合も追加交付はできません。また、タクシー券を紛失した場合、再発行はできませんのでご注意ください。
- 7 有効期間を過ぎたタクシー券はご利用できません。
- 8 タクシー券の交付対象者以外の者が利用する等、不正な利用が発覚した場合、タクシー券の利用の中止又は不正利用したタクシー券に係る金額の返還を求めることがあります。
- 9 タクシー券を利用できるのは、①から③のいずれかに加盟しているか、④または⑤に該当し、町と契約しているタクシーに限りです。別紙に町内及び近隣の利用できるタクシー事業者の連絡先をお示ししましたので、ご参考にしてください。

①一般社団法人 神奈川県タクシー協会加盟タクシー
②神奈川県個人タクシー事業連合会加盟タクシー
③株式会社 全国介護タクシー協会加盟タクシー
④高齢者身体障害者等の移動制約者が車いす・寝台のまま乗車できるリフトなどを備えたタクシー
⑤福祉有償運送事業者の登録車両

※ご乗車の前には、当該タクシー券の利用について乗務員にご確認ください。